

第 12 回

(平成 3 0 年 1 2 月 1 0 日)

議 事 録

錦 町 農 業 委 員 会

錦 町 農 業 委 員 会 総 会 会 議 録

- 1 開催日時 平成30年12月10日（月）午前9時30分から午前9時52分
- 2 開催場所 錦町役場 3階会議室
- 3 出席委員 8名
1番委員 吉田 眞二・2番委員 谷口 一也・3番委員 尾方 学
4番委員 元村 彰浩・5番委員 今村 忠臣・
7番委員 西嶋 健一・8番委員 福本 王雅・
10番委員 石松 まゆ子

4 欠席委員 9番委員 税所 隆則

5 議事日程

- 1) 会期の決定
- 2) 議事録署名委員の指名
- 3) 会議書記の指名
- 4) 議第46号案 農地法第3条の規定による許可申請について
議第47号案 農地法第5条の規定による許可申請について
議第48号案 農業経営基盤強化促進事業に伴う農用地利用集積計画について

6 事務局職員

事務局長 山園琢磨、農地係 大村恵美

7 会議の概要

議 長 議事日程1の会期の決定については、本日1日としてよろしいでしょうか。全委員、異議なしということで本日1日と決定します。議事日程2の議事録署名委員の指名ですが、私から指名させていただいて異議ありませんか。それでは、2番・3番委員を指名します。

議 長 諸事報告がありましたらお願いします。

佐無田委員

11月20日に1番委員、8番委員とあっせんを行いました。議案第48号の所有権移転の件です。4,142㎡を公社への手数料込みで91万円であっせんが成立しました。

議 長 議事に入ります。議第46号案農地法第3条の規定による許可申請についてを上程します。事務局より説明をお願いします。

事務局 議第46号案農地法第3条の規定による許可申請について（朗読）

議 長 調査番号1番について、4番委員から調査報告をお願いします。

4 番 （調査番号1）申請人の住所・氏名及び申請物件は記載のとおりです。申請理由は贈与です。青年就農給付金の5年目を迎えておられます。譲受人の経営内容につい

て報告します。家族9人（稼働力2人）経営面積80a、水稻50a、里芋30a。3条調査項目により報告します。1番（耕作面積）：問題なし。2番（通作距離）：約500m。3番（小作地）：問題なし。4番（貸付地）：小作に出していない。5番（取得価格）：贈与のため発生なし。6番（耕作放棄地）：問題なし。7番（農機具の利用計画）：トラクター、コンバイン、畦立整形機等を所有。8番（取得農地の利用計画）：水稻、里芋作付け。9番（周辺地域との関係）：共同作業については、地域活動とともに協力しますとのことです。以上の調査内容により、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

議長 調査番号2番について、2番委員から調査報告をお願いします。

2番 （調査番号2）申請人の住所・氏名及び申請物件は記載のとおりです。申請理由は相手方の強い要望です。譲受人の経営内容について報告します。経営面積164a、水田125a、ヒノヒカリ87a、ミシマサイコ30a、残りWCS、畑38aに野菜を作付け。家族2人（稼働力2人）、近所の方と協力しながら農業をやっておられます。3条調査項目により報告します。1番（耕作面積）：問題なし。2番（通作距離）：約600m。3番（小作地）：問題なし。4番（貸付地）：小作に出していない。5番（取得価格）：1筆30万円。6番（耕作放棄地）：問題なし。7番（農機具の利用計画）：トラクター2、田植機1、ハーベスタ1、ミシマサイコの管理する農機具を所有。8番（取得農地の利用計画）：水稻作付け。9番（周辺地域との関係）：共同作業については、地域活動とともに協力しますとのことです。以上の調査内容により、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

議長 調査番号3番について、3番委員より調査報告をお願いします。

3番 （調査番号3）申請人の住所・氏名及び申請物件は記載のとおりです。申請理由は贈与です。譲受人の経営内容について報告します。家族3人（稼働力2人）、従業員は臨時で年間6人。経営面積は、11.5ha、田10.8765ha、水稻400a、WCS80a、残り飼料作物、畑63.18aはすべて飼料作物です。繁殖農家であり、成牛31、育成牛4、子牛15頭。3条調査項目により報告します。1番（耕作面積）：問題なし。2番（通作距離）：2.5Km。3番（小作地）：問題なし。4番（貸付地）：問題なし。5番（取得価格）：贈与のため発生しない。6番（耕作放棄地）：問題なし。7番（農機具の利用計画）：トラクター4、コンバイン2、田植機、2tダンプ、その他米麦乾燥機、飼料作物の機械ほとんど揃えてあります。8番（取得農地の利用計画）：飼料作物を作付け。9番（周辺地域との関係）：共同作業については、地域活動とともに協力しますとのことです。以上の調査内容により、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

議長 調査報告が終了しましたので、発言のある方は挙手をお願いします。

2番 調査番号1番について、青年就農給付金の5年目で80aということですが、増反希望をもっておられるでしょうか。

4 番 確認しておりませんが、父親と営農されておりますが、いずれは孫に相続になってくると思います。

内田委員

5 年前から人吉の畜産農家が入って飼料作物を生産されております。地元に若い人が 3 人いますが、土地がないような状態です。条件の良いところはタバコ農家が借りており、ほとんど畜産農家が借りており拡大する土地はないような状態です。

議 長 質疑がないようですので採決します。調査番号 1 番について原案どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全委員：挙手)

全委員賛成ですので、1 番について原案のとおり決定します。

議 長 調査番号 2 番について原案どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全委員：挙手)

全委員賛成ですので、2 番について原案のとおり決定します。

議 長 調査番号 3 番について原案どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全委員：挙手)

全委員賛成ですので、3 番について原案のとおり決定します。

議 長 議第 4 7 号案農地法第 5 条の規定による許可申請について上程します。

事務局 議第 4 7 号案農地法第 5 条の規定による許可申請について（朗読）

議 長 調査番号 1 番について、4 番委員より調査報告をお願いします。

4 番 (調査番号 1) 譲受人譲渡人の住所・氏名と申請物件は記載のとおりです。申請理由は個人住宅です。5 条調査項目により報告します。1 番(農地区別):第 2 種農地。2 番(着工時期):許可後です。3 番(資金調達):借入資金です。5 番(周囲の承諾):問題なし。6 番(公衆衛生)合併浄化槽設置するとのことでした。7 番(転用措置):砕石等を敷き詰めて問題ないようにする。8 番(日照通風の影響):問題なし。1 0 番(農振法):農用地区域外。以上、報告終わります。

議 長 調査報告が終了しましたので、発言のある方は挙手をお願いします。

議 長 質疑がないようですので採決します。調査番号 1 番について原案どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全委員：挙手)

全委員賛成ですので、1 番について原案のとおり決定します。

議 長 議第 4 8 号案農業経営基盤強化促進事業に伴う農用地利用集積計画について上程します。

議 長 事務局より内容説明をお願いします。

事務局 議第 4 8 号案農業経営基盤強化促進事業に伴う農用地利用集積計画について（朗読）
今回は所有権移転 2 件、利用権設定が 1 1 件です。所有権移転 2 件につきましては、農業公社買入、売渡各 1 件です。

所有権移転関係を説明。

次に、利用権設定関係です。番号を読み上げますので適否の報告をお願いします。

（１～１１番適格の報告あり）

（議案書に基づき、設定者・非設定者・経営面積・期間・賃料等の内容説明）

以上の計画内容については、経営面積・従事日数等の農業経営基盤強化促進法第１８条第３項の要件である

① 農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合するものであること。

② 利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件である

イ、耕作又は養畜の事業に供すべき農用地のすべてについて耕作又は養畜の事業を行うと認められること。

ロ、耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること。

ハ、対象農地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことができると認められること。

③対象農地の関係権利者全ての同意が得られていること。

の各要件を満たしていると考えます。

議長 以上をもちまして、本日の議案審議事項は全て終了しました。

以上

左会議の顛末に相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成３０年１２月１０日

農業委員会会長

２番 農 業 委 員

３番 農 業 委 員